

2024年 月 日

令和元年（わ）第814号、第940号、第1105号
強要未遂、恐喝未遂、恐喝被告事件

京都事件の無罪判決を求める要請署名 労働組合活動を犯罪扱いする暴挙は許されません

京都地方裁判所第2刑事部 御中

労組・団体名

代表者名

⑩

連絡先

御庁係属の頭書3事件は、関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）が労働争議の解決にあたって解決金を受領したことを恐喝とするなど、いずれも正当な労働組合活動を犯罪扱いして起訴したものです。

そのひとつのベスト・ライナー事件についていえば、この事件はそもそも、劣悪な労働条件改善をめざして関生支部に加入した運転手らの組合結成を嫌悪した生コン業者団体（京都生コン協同組合＝京都協組）が、10年以上にわたる執拗な不当労働行為の末に組合つぶし目的で企業解散を打ち出したことに対する労働争議です。関生支部は企業存続と雇用保障を要求してストライキで対峙し、最終的に京都協組の雇用責任を明確にした労使協定を交わし、雇用保障の解決金を受領しました。

労働争議の解決における解決金は裁判や労働委員会においても当然の実務として定着してきました。ところが、警察と検察は、関生支部を金銭目的の反社会組織に見立てた恣意的な事件ストーリーを描いて一連の事件を仕組みました。

企業や業者団体による団結権侵害に対する抗議行動やストライキを犯罪扱いする警察と検察の暴挙は、憲法28条が保障する労働基本権がなかった時代への逆行を意味します。すべての労働者と労働組合に対する重大な挑戦として、私たちはこれを許すことはできません。

貴裁判所におかれては毅然たる姿勢をもって無罪判決を出すよう要請します。

以上